

殉教者カルタゴ司教キプリアヌスの古代殉教観の軌跡

佐藤吉昭

一、殉教論の現代的課題の再考

キリスト教の原始教団成立、その全地中海世界における生成、発展としての古代キリスト教会出現以来、現代にいたるまで、あたかもキリスト教の存在証明と不可分なほどに歴史的殉教者像が生々しく描かれ、語られ、また殉教自体の精神的真価が論じられ、終局的に殉教への実践参加が要請されさえしてきた。われわれはその歴史の実例を、身近に十六世紀以降の日本キリシタンにも見出すことができた。だが、ひとたび殉教を現代の学術研究の場に引き出す段になると、そこには常に不確定な本質問題が明瞭に浮び上がってくる。われわれはそれらを克服する手段として、あらためて以下の諸条件を本研究の前提に置くことにした。

(1) 常に殉教に先行して論じられてきた、キリスト教迫害の歴史上の当否の価値判断をここでは完全に分離して、殉教自体を論じる。

(2) 称賛と崇拜のために記述された殉教者像から殉教の本質を招き出す作業を断念する。

(3) もしも福音書のイエスによって、その後のキリスト教徒の殉教死が絶対不可避に要請されたとする確証が検証

されがたいのならば、殉教論の前提と見做されてきた従来の殉教の神学的・倫理的大前提は、その根拠の必然性を喪失することを容認する²⁾。

(4) 従って、為政者その他の諸権力がキリスト教徒個人、共同体につきつけた殉教か棄教かの二者択一的要求、それをめぐる教団、個人の側の相剋には、より広範な、新たな解釈が要請されうると考えられる。

(5) そこで新たに、いわゆるソクラテスの死に象徴される「崇高な自殺死」と縫合された、古代・ヘレニズム世界の倫理観に対応して、「殉教願望」への賛否、評価が改めて要請されるはずである。それは、いわば殉教の哲学的、教育的構造といえるものであり、殉教を通しての新たな宗教的賛否をもわれわれに問いかけることになる³⁾。

(6) それと交差する逆の視点から、歴史上日本におけるキリシタン邪教論に見られるように、新たな「ひとつの」宗教真理を証言することが、実は既存・伝承の「正統信仰」を歪曲、攻撃するものと理解され、その社会体制は伝統的価値観喪失の危険を回避するため、本来の「正統信仰共同体」内での異分子排除による浄化作用として、この新たな信仰証言者に迫害、殺害をもって報いたと解釈することも容認できるであろう。

そもそも「真理の証言は、事情によっては死の受苦に向かうことが可能である」。M・スルツァーが取り上げた古代教会の殉教動機はよく整理されている⁴⁾。①自らのキリスト者としての存在告白を真実として堅持すること。②目前のイエス・キリストの受難の模倣。③迫害の創始者と見なされた悪魔への勝利行動。④この肉身は復活させられる、という確信の表明。⑤そもそも彼らがそれによって告発された無神論、近親相姦、人肉食の犯罪嫌疑への無実の立証。

⑥最後の審判の日に、審判者(神)の前で潔白を証明し、罪人の中に数えられないように、という願望。

しかし、たとえこれらの諸動機が満たされていても、異端派に属する当事者たちの殉教に対しては、正統派側はそ

の動機を疑い、承認を拒否した。M・スルツァーは、アウグスティヌスの著名な殉教者定義を引用する。「殉教者は、彼らが受けた刑罰によってではなく、彼らに与えられた訴因によって成立する」⁶⁵。ちなみに、近世における公式殉教定義としては、一七四八年のローマ教皇ベネディクト一四世の回勅⁶⁶が示した「殉教とは、キリスト教の信仰のための、或いは、神に帰せられる他の道德的行為のための、自由意志による死の忍耐、或いは、寛容である」が回顧される。それを受けて、スルツァーは「証言者に彼の使命の自覚を授ける真理の証、つまり、彼の確信のために死ぬ毅然たる態度、覚悟、可能ならひとつの死の願望」を基準に挙げている。殉教の実践はキリスト者を完全者キリストと比較される位置に高めることになる。つまり、復活したキリスト自身の精神を推進力とした、キリストの完全な模倣 (*imitatio*) にほかならない。教会の歴史の歩みの中で、彼らは預言的賜物を約束されたり、罪人を赦す能力を与えられるまでになった。それ故、ポリュカルポスの殉教録 (*Πολύβου*) では、単に彼らが独自の敬虔な崇拜対象になるだけではなく、キリストを現在化したそのことによって、受難者たちの教団のなかで、秘義的性情をも担うことになった、とスルツァーは見る。

翻つて、殉教者、信仰告白者 (*confessores*) と同じ試練に直面しながら挫折した人々、いわゆる棄教者 (*lapsi, rapoportokótes*) として、四世紀初期の帝国大迫害時には *traditores* と呼ばれた) は一体どう考えられていたのであるうか。当時の情勢では、彼らは受洗の折に誓った信仰告白の真偽性を問い糺されることになった。従つて、彼らの「母なる」教会への再復帰をめぐつて厳格な条件を設定するか、あるいは、寛容な再受容を許すかをめぐつて、古代教会は揺れ動いた。すでに武藤一雄教授記念論集で言及したキプリアヌスの『棄教者論』*De lapsis* (ca. 251AD) は棄教者の評価と取り扱いを主題にした殆ど唯一の論文であり、当時行われた実践と課題を明らかにしている。⁶⁷

一、Christel Butterweck の殉教研究をめぐる

女性研究者クリステル・ブッターヴェックは、学界に斬新な問題提起を行った最新の殉教研究「古代教会に「殉教志向」が存在したのか？」⁽⁸⁾において、殉教は「教会がそれを殉教の根源的理念の倒錯と見なしているものとまさに近い状況にあるように思われる。つまり、自ら試みる挑発的、狂信的殉教のことを言っている」と彼女の主題を解説する。つまり、従来の多くの殉教研究は、沈黙のうちに殉教が前提とされていたとして、その意向に沿う研究の一例として、G. E. M. de Ste. Croix: *Why were the Early Christians Persecuted?* (1963) を取り上げる。それによれば、こうした自由意志に依存した殉教者たちこそ、キリスト教徒迫害の勃発を自ら導入し、さらにそれを強化した可能性があるというのである。この殉教史観は、大戦後の典型的殉教研究、W. H. C. Freund の *Martyrdom and Persecution in the Early Church* (1965) において利用され、時には誤用されていると見ている。同書でフレンドは、これを死を伴った故意の演技、賭け、遊びであると解釈している。いずれにせよ、彼は、キリスト教殉教者アンテリオキアのイグナティオスにおいて、最初の自由意志に基づいた殉教を確認している(同書 197, 349 頁)。

次に、ブッターヴェックは R. A. Fox の研究「Pagans and Christians」(NY 1987) を引用し、キリスト教徒はユダヤの殉教神学を継承していたとしても、暴力はふるわず、その代りに、キリストに習うことで、受難と忍耐が栄光であるとされたことを確認する。「もしも死がひとりの殉教者をキリストに導くのなら、なぜ彼らは生きなければならぬのだ。」(441頁) しかし殉教は個人の国家との問題を十分に表現するにいたっていない。そこで、Fox はキリスト教徒の帰属意識を基盤にしたグループ・ロイヤルティーを自由意志による殉教の理解可能な動機と見なした。「何

故なら、それら自由意志による殉教の大多数は、ある信仰上の同志の凄惨な死についての直接の印象、もしくは、報道によってもたらされた、いわば二次的殉教であるからである。³⁾

このサント・クロアのテーゼの検証が、ブッターヴェックの研究の課題となっている。しかし、古代教会の中に殉教の求めが存在したことがいたるところで前提とされながら、「どこにも根拠が与えられず……文脈から解釈され、言葉通りに受取られたテキスト箇所によって証明されていた」ことが明らかになったとき、この問題提示は妥当性を失ってしまったことを著者は確認する。「殉教者の最後の動機は隠されて留まっていること、完成された殉教の後、初めて、一体何が殉教に導いたのが他人によって再構築された、という事実から私は出発する。それはつまり、実際に起った殉教の事実始まり、どのような関連において殉教の試みが話題になっているのかを尋ねることである」と結ぶ⁴⁾

二、ブッターヴェックとキプリアヌスの殉教思想

われわれは、ブッターヴェックが同著作において、三世紀のラテン教父、カルタゴ司教殉教者のキプリアヌスの殉教思想をどのように理解しているかを、本論文において検討したい。

この著者は、キプリアヌスの著作の特色を、「テルトリアヌスとオリゲネスが、教養ある読者に教会の理想をはっきりと悟らせることに関心を持ったのに対して、司教であるキプリアヌスは、まず第一に教会の日常生活の要請を満たさなければならなかった」と記している(177頁)。そしてテルトリアヌスの小論「殉教者たち」Ad martyrasで

は「慰め」の局面が、そしてオリゲネスの「殉教への勧め」Exhortatio ad martyriumでは勧告的局面が前面に出されているのに対して、彼の書簡は殉教への「賛辞」Panegyrikの印象を与える、と評価、分類している。われわれはまずキプリアヌスの「最後の書簡81」の試訳を試み、ブッターヴェックの評価、分折をさらに検証したい。¹¹⁾

キプリアヌス書簡81

キプリアヌスより司祭、助祭、そしてすべての信徒のかたがたへ

最愛の兄弟たちよ、私をウティカの町へ連行する裁判所書記たちが派遣されるという知らせが私たちのもとに届き、愛するかたがたの勧告にもとづいて、私たちの（クルピスの）荘園から、しばらくの間私が退去するようにと説得されたとき、それに同意したのは、司教たる者には、自分がそこで主の教会を指揮するその都市において、主を告白し、そして、この臨席する指導者の信仰告白によって、すべての信徒たちが栄光に満たされることが相応しいのだという、正当な根拠が生じたからです。何故なら、信仰告白者（confessor）であるべき司教が、まさにその時に神によつて鼓舞されて語ることは、それが何であつても、すべての人の口を通して語るようになるからです。そうでない場合、もともと私は自分のためにも、あなたがたのためにも、あなたがたのもつて信仰を告白し、そこで受難し、そこから主のもとへと旅立つことを絶えざる祈りによつて切望しており、またすべての願いを込めてそれを望み、さらにそれが義務づけられているのですから、もしその司教である私が、他の教会の責任者として、ウティカの町で信仰告白への判決を受け、そこから殉教者として主のもとに旅立つとしたら、私たちのこのように栄光ある（カルタゴ）教会の名譽は切り裂かれてしまうことになるでしょう。

そうした事情で、私たちは（ローマ）皇帝たちが、一般信徒たち（*Eccl.*）や司教たちの、キリスト教徒であるという名目（*nomen Christianorum*）に対して何を命じたのかを総督から聞きただし、またその時に、主がそのように言葉にするようにお望みになったことを言うために、（今は）離れた隠れ場所に留まって、総督（*Galerius Maximus*）がカルタゴに帰還するのを待っているのです。しかしながら、愛する兄弟たちよ、あなたがたは主の掟に基づいて常に私から受け取った教えによって、またあなたがたが論述を通して絶えず私から学んできたことに従って、あなたがたの誰かが兄弟たちに騒ぎを扇動することのないように、またこれと逆に、自分を自発的に異教徒たちに委ねることもないように、どうか平穩、平靜でいてください。なぜなら、私たちがキリスト教徒であることを公言するよりも、むしろ信仰を告白することを望んでおられる神が、私たちの内にあつて、その時にまことに語られるのですから、捕らわれ、そして（官憲に）渡される者こそが語らなければならないからです。ところでそのほか、私たちが心を配る必要があることは、神のみ名を告白するがゆえに総督が私に判決を下すより前に、主のみ教えに従って、御一緒に整理いたしましょう。

愛する兄弟たちよ、主であるイエスが彼の教会の中で傷つけられることなくあなたがたを生かし続けてくださり、また、恵み深く守り続けて下さいますように。

ブッターヴェックはこの書簡を、いささか世俗的解釈ではあるが、アレクサンドリアのクレメンスの『雑録』*Stromateis*, IV 17, 1と共に、殉教の熱狂的挑発を禁止する初期キリスト教文献として注目している（5頁）。

だが同時に、カルタゴ市のいわば *metropolis* 司教、北アフリカの総司教であるキプリアヌスのこの訣別書簡

Abchiedsbriefの真意をブッターヴェックは正確に把握している。われわれはまずその解釈に触れてみたい。¹²⁾

この書簡は、この司教が逃亡の掟と殉教への要請の困難な關係をどう選択したのか、の外見上の二者択一を相互にどのように共鳴させたかを読み取らせてくれる。「ヴァレリアヌス帝の迫害 (257-258 AD) の勃発に際しいずれかの追手によって誘拐されることのないように、司教キプリアヌスはもう一度近くにある亡命地へ赴いた。しかし彼は、先ず総督がローマからカルタゴに帰還することで判明する、ヴァレリアヌス皇帝の新しい命令についての情報を得ようと思む。結果によって、彼は信徒たちと司教の今後の運命について、総督と交渉しようと思んだ。だが、この重要な総督訪問が結果として自分の殉教で終わることをキプリアヌスは意識していた (Ep. 81, 3)。そこで彼は信徒たちの行動を前もって規制し、彼らが市民たちの間で争乱を起こさないように、また、自分から異教徒に身を委ねてはならない。平静、平穩でいるように。神は決して自ら名乗り出る勇敢さを望まれたのではなく、自分の信仰を告白することを望んでおられる。神は私たちの内におられて、その時がきたなら真実を語られる。捕らわれ、渡されたものは、まさにその時に語らなければならないのである (Ep. 81, 4)。このような慎重な態度は、カルタゴ総司教がすでに当初から覚悟し、首尾一貫して継続していたのである。

ブッターヴェックは、この間に信仰告白に関連して生ずる信仰と法的問題との微妙な關係状況を、以下のように分析している。¹³⁾

「Professus、つまり、公的な場での信仰の宣言者と、confessus、つまり、裁きの場での信仰の自白者の区別は、それらに関してキプリアヌスが民事上の不服従を要求している犠牲奉納命令の施行規則と関連している。司教キプリアヌスは以下の仕方で論を進めることが可能であったように思われる。つまり、恐らくは、定められた時に、定められ

た場所に姿を現わさず、そのために、信仰の公的告白の状況を独断で、自分の側からは引き起こさないでいる者は、多分大きな確率で、もはや殊更に当局から召喚されなかつた、という事実の認定である。キプリアヌスが彼のコメントによつてそれを避けさせようと望んでいた、カルタゴにおいて広まっていた、いわば熱狂的『殉教衝動の受入れ』は、もしもわれわれが、この司教キプリアヌスが、種々の理由から、広い範囲であえて人の注意を引くことのない、神々や皇帝へのこの犠牲の奉獻命令の神学的見解に重点的注意を向けさせようと望み、また、北アフリカの最高の教会権威者として、このような特殊なケースに当たつての必要不可欠で正統な服従拒否への参加を望んだことを前提とするなら、もともと不必要なことなのである。このことが、それぞれの迫害を終末におけるアンチクリストとの戦いと結びつけている。」

この古代教会での殉教に対する衝動について、ドイツの同じ女性研究者のヴェンデブルクも、キプリアヌスを始めとする古代教会の迫害時の逃走論に言及しており、¹⁵ここで併せて要約しておこう。

迫害時にキリスト教徒たちが実際にとつた態度の背景には、生命は善であり、殉教者の力づくの死ですら、重大で、痛みを伴つた喪失であるとする精神があつた。逃亡を自分の教団に禁止せず、彼らは大挙して逃走した。彼らは、最悪の状況においてのみ、殉教に同意したのである。この原則論との不一致に関しては、もともと迫害時の実践態度に対する見解が全員一致していてもなければ、自明の理論構築も存在しなかつたということとは別に驚くに値しない。殉教の押しつけと意識的挑発に関していえば、大多数の教会権威者はそれに反対していたが、あちこちに、自ら名乗り出ること、英雄観を満たし、キリスト教的死の軽蔑の最高点を殉教に見出す人々がいたことも事実であつた。だから、アレクサンドリアのクレメンスが『雑録』4巻77で指示するように、自ら自白し、あるいは異教徒

を挑発する者は、迫害者の犯罪と同罪になるはずである。その上、最終的には殉教を成就することに無力になる (Acta Polycarpi 4)。そうした者は、神を試みる不遜な者であり、教団の安全を危険にさらすことになる (キプリアヌス書簡5)。それは、福音の指示に反した行動でもあり (アレクサンドリアの Petrus も Ep. can. 9 で同様の見解を示す)、彼らのような人間は教団、教会の安全を脅かす者である。キプリアヌスのこの書簡81も、キリスト者は自ら告白する必要がないことを説いた注目される文献であると見られてきた。だが、この時代、殉教回避に対する確固たる神学的、倫理的論点を彼らが持たなかったことも事実である。そこで後には、むしろ殉教高揚のための論点が準備され、用いられるようになる。その神学思想的経過について、ヴェンデブルクは理論的殉教不可避論への偏向の歴史的発端を、過激なモンタニズムに転向したテルトリアヌスの思想の移行の過程に見出す (『忍耐について』 De Patientia 13 AD 200-206? と『妻に』 Ad Uxorem, I, 3 AD 200-206? 参照)。そこでは、彼は迫害が神の試練であり、キリスト者はそれを逃れることが許されないと説明している¹⁹⁾。

「今日われわれはイエスがゲッセマネの園でなさったように、全力をつくして救いのために祈ることができるのであるが、しかし、自分から進んでそのために努力はしないのである。もしも神が迫害者が生き延びることをお望みなら、神はそのように心を配られるであらう。」 (De fuga in persecutione VII 2, VIII 3)

四、『フォルトウナートウスへ——殉教の勧め』をめぐって

本論文の最後に、恐らくは二五七年のヴァレリウス帝の迫害に際して、トゥッカカリ (Tuccalari) の司教

Fortunatus に宛てられたキプリアヌスの未完成と見られる殉教勧告の小論 (Exhortatio ad Fortunatum) の分析を試みたい。⁶⁷⁾ プッターヴェックはこの論文について、「殉教に対するいかなる直接要求も含まないが、そうした要請へと転換されるべき、殉教の必然性についての神学的省察を含んでいる。抑圧と迫害は終末の兆候と見られ、司教たちは精神的修業により信徒たちをそれに向かって、準備させなければならなかった」。「瞑想の中で神のことばの変換の力の上に重点をおいたオリゲネスとちがって、それによって個々人の苦境に対しても、それぞれの教団の苦境に対しても、よりよく適合できるために、ここで司教たちに対して、特定の聖書の引用、聖書の用例が彼の説教と司牧の基礎として提供されている」と述べている (183頁)。

さて、本文第一章は、全面的に軍用語を用いて、「苦悩と迫害が私たちの上に重くのしかかり、この世界の終末と完成のときに当たり、アンティクリストの敵意の時代がすでに近づいている。聖書によって兄弟の心の準備とその強化の勧告をした」と語る。「事前に野外の練兵場で訓練されていないどんな兵士も、戦闘には適していない」と、近づく悪魔との戦闘を二章で語る。四章では、「キリストが彼の召し使いたちに殉教を促した言葉を、戦陣での進軍ラッパにしましょう。」「私たちは最初の洗礼を授けてきた。そこで、彼らにもう一つの洗礼、キリストが喜ばれる洗礼を授けよう。それは受洗ののち、最早罪を犯すことのない、信仰の発育が完成する洗礼、この世からの訣別にあたり、私たちを直ちに結ぶ洗礼、血の洗礼です。水の洗礼において私たちは罪の赦しを受けるが、血の洗礼において、すべての徳の王冠を獲得するのです。(In aquae baptismo accipitur peccatorum remissa, in sanguinis corona virtutum.)」と語る。

この論文の最終章五章の最終箇条13は以下のように結語を与えている。

「敬虔な冥想の上に形作られた勇敢で安定した心が持続します。そして、声は悪魔のすべての恐ろしい報い(terrores)とこの世の脅威に対して動じることなく持続します。その霊を未来の確実で堅実な信仰が鼓舞するので地上は数々の迫害の中に閉じ込められます。しかし、天は開かれます。アンティ・クリストは脅迫しますが、キリストは保護します。死が運び込まれますが、しかし、不死がそれに続きます。この世界は殺害された方によって奪い去られますが、しかし、楽園は回復された方によって展示されます。この世の生は消え去りますが、永遠の命は明らかにされます。現世の生は消え去りますが、永遠の生は回復されます。

(Durat fortis et stabilis religiosus meditationibus fundata mens et aduersus omnes diaboli terrores et minas mundi animus immobilis perstat quem futurorum fides certa et solida corroborat. Cluduntur in persecutionibus terrae, sed patet caelum: minatur antichristus, sed Christus tuetur: mors inferitur, sed immortalitas sequitur: occiso mundus eripitur sed restituito paradus exhibetur: uita temporalis extinguitur, sed aeterna reparatur.)

これから喜びへと旅立つことはどんなに大きな功績(dignitas)であり、またいかに大きな保証(secutitas)であることでしょうか。また、抑圧と困難のなかで栄光へと向かうこと、そのことによって人と世界を見ることが出来る目を一瞬閉じ、(それから)神とキリストを見るために、直ちに目を開くことはどんなに大きな価値と保証でありましょう。このように敏速に移住することは、どんなにか幸福であることでしょうか。あなたは突然に引き離され、その結果、あなたは天の王国に戻されるでしょう。これらのことは心と熟慮によって理解しなければなりません。これらのことを昼も夜も熟慮しなければなりません。もしも、迫害がこのような神の兵士に出会うのなら、戦闘に向かつて準備ができて徳には誰も勝つことはできないでしょう。あるいは、召し出しが先行するべきなら、殉教のために準備さ

れていた信仰は、その報いがなしではすまされないう。時間の欠落なしに（即刻）、報酬は裁き手である神によって支払われるのです。迫害の中では兵士の価値が、平和の中では、忠実な良心（conscientia）が賞賛されるのです。

(Quanta est dignitas et quanta securitas exire hinc laetum, exire inter praessuras et angustias gloriosum, cludere in momento oculos, quibus homines uidebantur et mundus, et aperire eosdem statim, ut Deus uideatur et Christus. Tam feliciter migrandi quanta uelocitas. Terris repente subtraheris, ut in regnis caelestibus reponaris. Haec oportet mente et cogitatione complecti, haec die ac nocte meditari. Si talem persecutio inuenierit Dei militem, uinci non poterit uirtus et proelium prompta. Vel si arcessitio ante praenenerit, sine praemio non erit fides quae erat ad martyrium praeparata: sine damno temporis merces iudice Deo redditur: in persecutione milita, in pace conscientia coronatur.)

結 語

われわれは学術研究上で、実は困難を極めたキリスト教の殉教研究を、最新の研究事例の方法論とその背景、新たな視点を明白にし、その成果をも確認しようと試みた。

そのために、従来の研究前提よりも厳しい新たな五前提を踏まえて研究考察を進めた。主として取り上げた Christel Butterweck の最新研究と、それに対応させた Dorothea Wendebourg の長編論文は、いずれも女流神学研究者によるものであり、殉教を人間の本質に関わり、とくに女性において顕著になる可能性のある倫理観、名譽ある殉教回避を含む神学視点から、合法的である迫害・殉教逃走論の掘り起こしも試みた。歴史上厳しく、男女平等に残酷、

苛酷で、人権も放棄されたと認識される古代キリスト教迫害でありながら、殉教者の実数は予想以上に少数であった。受難の実態を神学的・人間学的に明確にし、人間行為の深層からの分析、評価が聊かでも客観的に問われることが筆者によって期待されている。

注

(1) 筆者の『殉教』——日本キリシタンから古代キリスト教へ』一(一九八二)、二(一九八三)、三(一九八四)、四(一九八五)、五(一九八六)、六(一九八七)〔京都産業大学世界問題研究所紀要三—八巻掲載〕その他、『キブリアヌスの「棄教論」考察』〔京都大学「基督教学研究」第六号(一九八四)〕、そして『古代教会殉教研究の方法論的史観をめぐって——Drothea Wendebourgの古代キリスト教殉教研究の検討』〔京都産業大学世界問題研究所紀要一四(一九九六)〕参照。

(2) 新約聖書に使用された μαρτυρία (証言する 76例) を中心とする動詞群 μαρτυρέω (証言、証明 37例) を中心とする名詞群, μαρτυρία (証人 35例) に代表される人格表示には本来、教団迫害期以降に出現する殉教ないし殉教者の意味は見出されない。『ギリシア語新約聖書釈義辞典』教文館二巻四五三—五九頁 (J. Beutler) 参照。たとえ新約聖書のこれらの「証言」が、処罰、死との結合を想起させる使用

に近いものでありえても (マコ一三・九、使二一・一〇、黙一七・六、二〇・四)、死を前提もしくは勧告されてはいた。Michael Slusser (TRR Bd XXII 208 頁以下) の分析に基づいて新約聖書での殉教概念を展開してみよう。まずイエス自身が真理を告白するひとりの証人として記述されているが (イテモ六・二三、ヘブ三・一、使一・五)、彼の側の特別な証言行為、告白行為が彼の判決と十字架を招く、ということとは証明できない。だが μαρτυρία 系の語根の使用とは別に、今日の殉教概念の意味上の存在と発展を追求するならば、福音書、使徒言行録のなかで、キリスト教信仰の告白に対する世俗権威の処罰の受入れをかなり明白にする叙述箇所が見出されるのも事実である。(マタ五・一一以下、一〇・一七—一九、一四・九以下、マコ八・三四—三八、一〇・三八—四五、ルカ一一・四九、ヨハ一五・一八—二一、一六・二、二一・一八以下、使五・四〇以下、二四・一〇—一三参照)。イエスの帰依者がイエスを公的に告白するとき、そのことが彼らの受難の直接原因であったと語られている (Stephans: 使七・五五—五八、

- ヤコブとペテロ。使二・一—三、ヨハ黙一・九)。それは彼らが敵に打ち勝ち信仰告白行為を貫いた結果なのである(使二・一)。これに対して、パウロは自ら受難をキリストの福音のために積極的に受取ろうとする唯一の新約著者である。(ロマ八・一七、エロリ四・九—三、一五・三〇—三三、II コリ一・五、四・八—一、一・二—三—二七、フィリ一・七、二〇、三・七—一(参照) として、神の救済計画を邪魔する間の権力と神との戦いに起因する受難の存在(フィ一・二七—三〇)。そして、第一ステロの著者も後の世代の人々の基準となる言葉を残した。「むしろ、キリストの苦しみにあずかればあずかるほど喜びなさい。……あなたがたは、キリストの名のために非難されるなら、幸いです……」(I ペテ四・一二—一九)
- (3) このような殉教の宗教学的構造分析はゲルリッセンによって提唱されている。Geertz, P. *TRE Bd. XXII* 197 頁以下参照。彼は古代の殉教に対する典型的基準を「証言者(彼)の使命の自覚を授ける真理の証(つまり、彼の確信のために死ぬ毅然たる態度、覚悟、可能な限り、死の願望)に置く」。
- (4) M. Slusser, op. cit. 2, 2 208 頁 *Martyrium III* 参照。
- (5) 下記の定義²⁴ Augustinus, *Ad Cresconium grammaticum partis Donati libri quattuor*. 3, 47. *レオナルド・カレブス* (書簡 89, 2. *Christi martyrem non facit poena sed causa*)
- (6) *De servorum Dei beatificatione et beatorum canonizatione*

殉教者カルタゴ司教キプリアヌスの古代殉教観の軌跡(佐藤)

- III 11, 1: *Martyrium esse voluntariam mortis perpressionem seu tolerantiam propter fidem Christi, vel alium virtutis actum in Deum relatam.*
- (7) 「キプリアヌスの『棄教者論』考察(京都大学基督教学会『基督教学研究』第六号(一九八三)一一五—一三三頁参照)。
- (8) Christel Butterweck, *Martyriumssucht. in der Alten Kirche?* Tübingen 1955.
- (9) op. cit. 4 頁。
- (10) 著者はその上で、「何故に今日、古代キリスト教の殉教欲求症がかくも自明なものになってくるのか」を A, B, C, D 四部にわたって展開している。
- (11) 翻訳は以下のラキヌストによる。Corpus Scriptorum Ecclesiasticorum Latinorum (ed. Hartel) vol. III pars II (p. 841—842) [Epistula LXXXI Cyprianus Presbyteris et Diaconis et Plebi Universae s.]
Cum perlatum ad nos fuisset, fratres carissimi, commentarios esse missos qui me Vicam perducerent et consilio carissimorum persuasum esset ut de hortis nostris interim secederem, iusta interueniente causa consensi, eo quod congruat episcopum in ea ciuitate in qua ecclesiae dominicae praestit illic Dominum confiteri et plebem uniuersam praepositi praesentis confessione clarificare.

quodcumque enim sub ipso confessionis momento confessor episcopus loquitur aspirante Deo ore omnium loquitur. ceterum multabitur honor ecclesiae nostrae tam gloriose, si ego episcopus alterius ecclesiae praepositus accepta apud Vicam super confessione sententia exinde martyr ad Dominum profisciscar, quandoquidem ego et pro me et pro vobis apud nos confiteri et ibi pati et exinde ad Dominum profiscisci orationibus continuis deprecet et votis omnibus exoptem et debeam. expectamus ergo hic in recessu abdito constituti aduentum proconsulis Cartaginem redeuntis, audituri ab eo quid imperatores super christianorum laicorum et episcoporum nomine mandauerint et dicturi pro disciplina quam de mandatis dominicis a me semper accepistis et secundum quod me tractante saepissime didicistis, quietem et tranquillitatem tenete, nec quisquam uestrum aliquem tumultum fratribus moueat aut ultro se gentilibus offerat. apprehensus enim et traditus loqui debet, siquidem Deus in nobis positus illa hora loquatur, qui nos cofferi magis uoluit quam profiteri. quid autem de cetero nos obseruare conueniat antequam in me super confessione nominis Dei proconsul sententiam ferat, instruente Domino in communis disponemus. incolumes nos, fratres carissimi, Dominus Iesus in ecclesia sua permanere faciat et conseruare dignetur.

ただハ Hartel 版以降、一九四四年ハ Bévenot ヲ以テ「キプリアヌス」ノ新最終書簡ニシテ Epistula 82 ガ標題ヲ「原注 M L Supp. 1 (1958)」ト集録セラルシニ。G. W. Clarke 氏 ACW 卷肆 47 The Letters of St. Cyprian of Carthage Vol. IV 1989 ト標題「原註」ヲ添ヘテシラセ。

(12) Butterweck, op. cit 186-187 頁

(13) 書簡 5, 2: 逮捕せられた仲間への信仰告白書や田舎の教会の大司教グループで慰問のため訪問してはならぬ。また、書簡 7, 1 では「司教は、新たな騒動の原因とならなう」と、自分が潜伏地に留まることを望む。

(14) Cyprianus, Ep. 81, 1. 3. 4. 参照。Butterweck, 187 頁。

(15) Wendebourg, Dorothea: Das Martyrium in der Alten Kirche als ethisches Problem. (Zeitschrift für Kirchengeschichte 98. Bd 1987 Heft 3 306-307 頁) 参照。

(16) De fuga in persecutione (「原註」ニ於テ「原註」トシテ I 3f; II; IV 1; VII 1 参照。

(17) 原典テキスト: Sancti Cypriani Ad Fortunatum (CC III Sancti Cypriani Episcopi Opera editit R. Weber. P.183—216) 本論文の重要柱のひとつは、感懐エドゥワール大学教授ホルトマー・スルナー教授からの指摘された、和訳を勧めることだ。Butterweck, 182-183 頁参照。